



金沢市公報

号外第39号の2

平成17年(2005年)12月28日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
告示		建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (") 3
物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (監理課)	1	役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (") 5

告 示

●金沢市告示第340号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する物品の購入若しくは製造の請負又は売払い等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成18年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成11年告示第192号(競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等について)は、廃止します。

平成17年12月28日

金沢市長 山 出 保

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (2) 第4に規定する資格審査申請書の提出日(以下「提出日」という。)までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税(所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。)を完納している者

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。

- (1) 本市内に本店を有する者 客観的事項及び主観的事項
- (2) 本市外に本店を有する者 客観的事項

2 客観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 営業年数
- (2) 年間平均販売高又は年間平均製造高
- (3) 自己資本額
- (4) 自己資本比率
- (5) 流動比率

(6) 従業員数

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

(1) 指名停止状況

(2) ISO、環境活動評価プログラム又はエコアクション21の取得状況

(3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び金沢市の「子育てにやさしい企業認証」の取得状況

第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦偶数年の2月1日から同月28日（^{うるう}閏年にあつては、同月29日）までに資格審査申請書を市長に提出してください。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。

(1) 客観的事項 西暦奇数年（資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦奇数年に限る。）の10月1日の直前の営業年度の終了の日

(2) 主観的事項 西暦奇数年（資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦奇数年に限る。）の12月31日

4 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

資料番号	添付書類	摘 要
1	営業品目調書	
2	物品納入実績調書	
3	国税に係る納税証明書	法人 法人税、消費税及び地方消費税
		個人 所得税、消費税及び地方消費税
4	商業登記簿謄本	法人に限る。
5	印鑑証明書	個人に限る。
6	財務諸表	法人 貸借対照表、損益計算書又は利益処分計算書
		個人 所得税確定申告時の貸借対照表、損益計算書又は収支内訳書
7	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。
8	総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書	工事請負業を併せて営む者に限る。
9	委任状	競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。
10	金沢市指名業者登録表	

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。

2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。

(2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

1 廃止前の平成11年告示第192号規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。

2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第341号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成18年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成16年告示第303号（建設工事等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、廃止します。

平成17年12月28日

金沢市長 山 出 保

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者等

1 入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する者とします。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

2 入札参加資格の審査に係る申請ができる建設工事共同企業体（2以上の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成される共同企業体をいう。以下同じ。）は、その構成員のすべてが第1の規定による入札参加資格の決定を受けた者又は第4の規定による資格審査申請書を提出した者であるものとします。

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。

- (1) 本市内に主たる営業所を有する者 客観的事項及び主観的事項
- (2) 本市外に主たる営業所を有する者 客観的事項

2 客観的事項は、建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査項目及び審査基準によるものとします。

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 工事成績評点
- (2) 指名停止状況
- (3) 優良建設工事の表彰実績
- (4) ISO、環境活動評価プログラム又はエコアクション21の取得状況
- (5) 監理技術者又は主任技術者の数

第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦奇数年の2月1日から同月28日までに資格審査申請書を市長に提出してください。

2 建設工事共同企業体については、その都度市長が定める期間内に資格審査申請書を市長に提出してください。

3 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

4 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところに

よります。ただし、2に該当する場合及び市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その都度市長が定める日とします。

- (1) 客観的事項 西暦偶数年（資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦偶数年に限る。）の10月1日の直前の営業年度の終了の日
- (2) 主観的事項 西暦偶数年（資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦偶数年に限る。）の12月31日

5 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

書類番号	添付書類	本市内に主たる営業所を有する者	本市外に主たる営業所を有する者
1	総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書		
2	主観的事項に関する調査票		
3	許可証明書又は許可通知書		
4	工事経歴書		
	直前2年の各営業年度分 石川県内に所在する官公庁の元請分		
5	技術職員名簿等		
	総括表		
	技術職員名簿 技術職員名簿（石川県内にある営業所人員）		
6	委任状		
7	市税滞納有無調査承諾書		
8	国税に係る納税証明書		
9	使用印鑑届		
10	営業所一覧表		
11	金沢市指名業者登録表		

備考

- 1 印を付した項目に該当する書類について、提出を要するものとします。ただし、書類番号6に掲げる書類については、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限り、提出を要するものとします。
- 2 書類の様式は、それぞれ発行する官公署等において定められた様式によるものとします。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2又は3の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の1の(1)又は2の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

1 廃止前の平成16年告示第303号（以下「旧告示」という。）の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。この場合において、次の(1)又は(3)に掲げる者に係る入札参加資格については旧告示第5の2の規定中「2会計年度」とあるのは「3会計年度」と読み替えるものとし、次の(2)に掲げる者に係る入札参加資格については旧告示第3の1の(3)の規定中「規定する事項」とあるのは「規定する事項及び市長が別に定める主観的事項」と、旧告示第5の2の規定中「2会計年度」とあるのは「3会計年度」と読み替えるものとします。

- (1) 旧告示第2の1の(1)のアに規定する者のうち旧告示第4の1の(3)に規定する県外業者
- (2) 旧告示第2の1の(1)のイからキまでに規定する者のうち旧告示第4の1の(1)に規定する市内業者
- (3) 旧告示第2の1の(1)のイからキまでに規定する者のうち旧告示第4の1の(2)に規定する市外業者

2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第342号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する役務等（コンサルタント業務、建物管理業務、樹木等管理業務、賃貸借業務及びその他委託業務をいう。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成18年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成16年告示第304号（建物の管理業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）及び平成16年告示第305号（樹木等の維持管理業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、廃止します。

平成17年12月28日

金沢市長 山 出 保

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する者とします。

(1) 次の表の左欄に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（右欄に記載のないものについては、それぞれ同表の左欄に掲げる業務を行うことができる者を右欄に定める者とします。）

業務の種類		者	
(1) コンサルタント業務	ア 測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者	
	イ 建築（設備）コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者	
	ウ 土木コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	エ 地質調査業務	地質調査業者登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	オ 補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
(2) 建物管理業務	ア 清掃等業務	清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定による当該事業に係る登録を受けている者
		空気環境測定業務	
		貯水槽清掃業務	
		ねずみ等防除業務	
	イ 浄化槽清掃等業務	浄化槽清掃業務	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による金沢市長の浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による金沢市長の浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業の許可を受けている者
	浄化槽保守点検業務	金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第2条第1項の規定による金沢市長の浄化槽保守	

		点検業者の登録を受けている者
ウ 警備業務	機械警備業務	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けている者又は同法第5条の規定による営業所の届出等を行った者
	その他警備業務	
エ 設備運転監視業務		
オ 設備保守点検業務	消防設備保守点検業務	消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7の規定による消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者又は消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防設備点検資格者を有する者
	電気設備保守点検業務（高圧）	電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条の規定による電気主任技術者免状の交付を受けている者又は電気主任技術者免状の交付を受けている者を有する者
	電気設備保守点検業務（低圧）	
	空調設備保守点検業務	
	ボイラー設備保守点検業務	ボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第35条の規定によるボイラー整備士免許の交付を受けている者又はボイラー整備士免許の交付を受けている者を有する者
カ その他建物管理業務		業務の種類に応じて市長が別に定める者
(3) 樹木等管理業務		
(4) 賃貸借業務	ア リース業務	
	イ レンタル業務	
(5) その他委託業務	ア 情報システム開発業務	
	イ 労働者派遣業務	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けている者及び同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出書を提出した者
	ウ ホームページ作成業務	
	エ データ入力業務	
	オ 会場設営業務	
	カ 冊子企画・制作・印刷業務	
	キ マイクロフィルム撮影業務	
	ク 各種コンサルタント業務	地域計画等コンサルタント業務を行う者
ケ その他業務		業務の種類に応じて市長が別に定める者

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。

- (1) 本市内に本店を有する者 客観的事項及び主観的事項
- (2) 本市外に本店を有する者 客観的事項

2 客観的事項は、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 第2の(1)の表の(1)に規定する者 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領(昭和45年建設省厚第50号)に規定する事項
- (2) 第2の(1)の表の(2)、(4)及び(5)に規定する者 次に掲げる審査項目
 - ア 営業年数
 - イ 完成業務高
 - ウ 自己資本額
 - エ 自己資本比率
 - オ 流動比率
 - カ 従業員数
- (3) 第2の(1)の表の(3)に規定する者 次に掲げる審査項目
 - ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項に規定する総合評定値
 - イ 樹木等管理業務に係る完成業務高

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 業務成績評点
- (2) 指名停止状況
- (3) 優良業務の表彰実績
- (4) ISO、環境活動評価プログラム又はエコアクション2.1の取得状況
- (5) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び金沢市の「子育てにやさしい企業認証」の取得状況

第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦偶数年の2月1日から同月28日(閏年^{うるう}にあつては、2月29日)まで(第2の(1)の表の(2)に規定する者にあつては、1月4日から同月31日まで)に資格審査申請書を市長に提出してください。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。

- (1) 客観的事項 西暦奇数年(資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦奇数年に限る。)の10月1日の直前の営業年度の終了の日
- (2) 主観的事項 西暦奇数年(資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦奇数年に限る。)の12月31日

4 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

- (1) 第2の(1)の表に規定する者(共通)

書類番号	添付書類	摘 要	
1	使用印鑑届		
2	市税滞納有無調査承諾書		
3	国税に係る納税証明書	法人	法人税、消費税及び地方消費税
		個人	所得税、消費税及び地方消費税
4	委任状	競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。	
5	営業所一覧表	金沢市内に本店のみを有する者にあつては、提出を省略することが	

		できる。
6	商業登記簿謄本	法人に限る。
7	営業経歴書、身分証明書及び住民票	個人に限る。
8	財務諸表	法人 貸借対照表、損益計算書又は利益処分計算書
		個人 所得税確定申告時の貸借対照表、損益計算書又は収支内訳書
9	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。
10	業務実績調書	
11	総括表	
12	主観的事項に関する調査票	金沢市内に本店を有する者に限る。
13	役員の兼務及び資本関係調書	法人に限る。
14	金沢市指名業者登録表	

(2) 第2の(1)の表の(1)に規定する者

- ア 技術職員名簿等
- イ 希望業種調査票

(3) 第2の(1)の表の(2)に規定する者

- ア 技術職員名簿等

(4) 第2の(1)の表の(3)に規定する者

- ア 総合評価値通知書又は経営事項審査結果通知書（国土交通大臣又は都道府県知事に対して総合評価値の通知又は経営事項審査の申請を行っていない者にあつては、提出は不要とする。）

(5) 第2の(1)の表の(4)に規定する者

- ア 取扱品目調査票

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の(1)の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成16年告示第304号（以下「旧建物管理告示」という。）の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。この場合において、旧建物管理告示第3の規定中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び本市内に本店を有する者にあつては、市長が別に定める主観的事項」と、旧建物管理告示第5の2の規定中「2会計年度」とあるのは「3会計年度」と読み替えるものとします。
- 2 廃止前の平成16年告示第305号（以下「旧樹木管理告示」という。）の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。この場合において、旧樹木管理告示第3の規定中「次に掲げる審査項目」とあるのは「次に掲げる審査項目及び本市内に本店を有する者にあつては、市長が別に定める主観的事項」と、旧樹木管理告示第5の2の規定中「2会計年度」とあるのは「3会計年度」と読み替えるものとします。
- 3 第2の(1)の表の(1)に掲げる業務に係る入札参加資格を有する者（県外に本店を有する者を除く。）並びに1及び2の規定によりなお効力を有することとされる入札参加資格を有する者に対する第4の1の規定の適用については、当該入札参加資格の審査に限り、同1中「西暦偶数年」とあるのは、「西暦偶数年（2006年を除く。）」と

します。

4 1 から 3 までに定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

平成17年(2005年)12月28日 印刷
平成17年(2005年)12月28日 発行

発行人
発行所
印刷者 石川県金沢市玉銚 4 丁目 166 番地
印刷所 石川県金沢市玉銚 4 丁目 166 番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄